

見本

< 千葉県医業健保 を資格喪失される方へ >

健康 よし子

さんの 千葉県医業健保 における健康保険の資格は、

退職日 ・ 就職日の前日 ・ その他 () である

R7.3.31

までが有効期間です。

(資格喪失日)

R7.4.1

からは健康保険の資格はありません。

保険証や資格確認書等はすみやかに返納しましょう。

Q.

(資格喪失日)

R7.4.1

から受診を予定している場合はどうすればよい？

A.

早急に新しい健康保険等の加入手続きを行い、新しい健康保険等で受診しましょう。

以前からの受診先であれば、新しい健康保険等に変更した旨を伝えましょう。

Q.

新しい健康保険ではなく、千葉県医業健保 で受診してしまった場合はどうなるの？

A.

無資格受診となりますので、千葉県医業健保 から医療費の返納請求をお送りします。

案内に沿って医療費を返納しましょう。

※返納した医療費は、新しい健康保険等に加入手続きと払戻しの申請を行うことで

戻ってきますので、新しい健康保険等の加入先にお問合せください。

(事業主名)

医療法人社団〇〇会

〇〇病院

(総務課：〇〇)

<照会先> 千葉県医業健康保険組合 (千葉県医業健保) 医療給付課 TEL : 043-215-8205